

○ 退職勧奨の実施について

(平成7年10月26日岩警発第2253号警察本部長)

[沿革] 平成16年11月岩警第1773号、令和5年2月岩警第139号

退職勧奨実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、人事管理上の必要に基づいて行う職員に対する退職の勧奨に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職勧奨の対象)

第2 退職勧奨の対象者は、満50歳以上64歳以下の年齢にある職員（定年退職者を除く。）のうち人事管理上の必要から退職勧奨を行うことが適当と認められる者とする。

(勧奨の方法)

第3 所属長は、満59歳以下の勧奨退職を行うことが適当と認められる職員があるときは、退職勧奨内申書（様式第1号）により、原則として毎年度の11月1日から12月31日までの間（以下「内申期間」という。）に本部長に内申するものとする。

2 退職勧奨は、所属長から内申のあった職員及び満60歳以上の職員で人事管理上勧奨することが適当と認められるものについて、所属長を通じ、勧奨書を交付して行うものとする。

3 人事管理上特に必要と認められる職員については、内申期間後においても退職の勧奨を行うことができるものとする。

(辞職願の提出)

第4 退職勧奨に応じ退職しようとする職員は、辞職願（様式第2号）を原則として毎年度1月31日までに所属長に提出するものとする。

2 所属長は、前項の辞職願の提出があったときは、速やかに、本部長に進達するものとする。

(退職の日)

第5 勧奨による退職の日は、毎年度3月31日とする。ただし、人事管理上特に必要と認められる場合は、退職の勧奨をした日から当該年度の3月30日までの間の日とすることができる。